

知的財産基本法の施行の状況に対する意見募集の結果について
(コンテンツ分野)

1. 実施期間

2005年12月16日(金)～2006年1月6日(金)

2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、知的財産基本法の施行の状況に関して、以下の事項について、電子メール、FAX及び郵送により意見を募集しました。

- (1) 知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。
- (2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。
- (3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

3. 提出された意見

- ・合計127件(うち団体15件、個人112件)
うち、コンテンツ分野の意見は、合計94件(うち団体7件、個人87件)。

4. 御意見の取扱いについて

- ・御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。

5. 主な意見の概要

- ・主な意見の概要は、次のとおりです。なお、意見全体については、別途、首相官邸のホームページに掲載する予定です。

A. 施行状況への全般的な意見

【評価】

- ・コンテンツ関連では、コンテンツ促進法(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)の成立、映像産業振興機構の設立、テレビ放送番組をブロードバンド配信する際の使用料に関する合意、東京国際映画祭の強化など、コンテンツ産業振興に向けた基盤は着実に整備されてきている。
- ・より一層の推進・充実が求められる具体的な施策については、コンテンツ分野に関し

ては、 ジャパン・コンテンツの国際競争力強化と国際展開の推進、 コンテンツ人材の育成、 観光や外交政策等関連する諸政策との連携強化が挙げられる。また、 知的財産全般に係る分野に関しては、 権利者の保護とユーザーの利便性のバランスを確保したコンテンツの利活用促進に向けた環境整備、 コビキタス時代に対応し権利者の保護とユーザーの利便性のバランスを確保した著作権法のあり方の検討、 国内外の模倣品・海賊版対策の強化が挙げられる。

- ・ 基本法第 8 条 2 項に示される、 知的財産を生み出す源泉である創作者本人の実質的な利益の増大のための施策や、 基本法第 10 条に示される、 これから創作者へと成長するだろう人を含む集団である利用者の便益を増すような施策は、 未だしの感が強い。
- ・ 基本法第 18 条 2 項に示されているような、 新しい知的財産の利用方法、 あるいは利用方法の多様化に対応した「権利内容の見直し」が権利保護強化にのみ向いており、 利用を促進するための権利調整の視点が欠如している。
- ・ 推進計画 2005 において、 政府の視点が権利者と利用者の利益バランスを考慮した内容に切り替わったのは大きく評価できる。

【課題】

- ・ 短期的視野による目先の利益確保や特定の業界の既得権益保護に走った検討を行うのではなく、 日本の国際的な産業競争力を強化し、 日本ブランドの価値を国際的に高め、 また雇用促進を含め、 長期にわたり国民の利益を確保していくための“グランドデザイン”を描いた検討を進めていただきたい。
- ・ コンテンツビジネスの振興は、 コンテンツ保護をただ一方的に強化すればよいということではなく、 その活用を図るための方策を考えるという、 バランス感覚が必要になるということを大前提として進めていただきたい。
- ・ 法制度設計や適正なコンテンツ流通のためのシステム開発について、 コンテンツビジネスにかかわる個人・団体を含めたコンテンツ制作者/製作者、 流通事業者、 ハード/システムメーカー等が一体となって利益を享受できる Win - Win の仕組みづくりを検討いただくようお願いしたい。
- ・ 法律を作って、 改正してそれっきりではいけない。著作権法などを改正したあとに、 その後どうなったのかをきちんと検証すべき。例えば映画の著作物の保護期間の延長によって映画の著作物の商業利用がどれだけ進んでいるのかを調査し、 当初の目的を果たしたかなど、 しっかりと検証する必要がある。
- ・ 書籍に関する貸与権、 著作権等の保護期間、 音楽レコードの還流防止、 損害賠償制度の強化、 知的財産権侵害に係る刑罰の見直しなど著作権法改正の効果に係る調査を行い、 実際に効果が上がっていないようであれば、 その制度の見直しを含めて考えるべきであろう。

- ・ エンタテインメント業界における投資状況と回収状況の資料が決定的に不足している。ある作品を生み出すのに必要であった費用の内訳、創作に直接携わった創作者への収益の配分割合、間接部門が必要とする費用・収益配分割合の平均的値など、現状の検討と評価に必要な調査を行い、結果を公表すべきである。米国における典型的とされる費用、収益の配分割合についての比較的詳細な資料は、書籍等においても見ることができるが、日本におけるそのような資料は、入手しやすい状況において公開されていない。
- ・ 国家戦略上の重要性が高まっているコンテンツについては、知的財産基本法においても知的財産の重要な柱と改めて位置づけ、コンテンツ促進法に十分配慮しながら、コンテンツ・ビジネスの飛躍的拡大に向けさらなる基盤整備を行うことを明記すべきである。
- ・ 2006 年度はコンテンツ・ビジネス改革の集中期間の最終年であり、コンテンツ・ビジネスの基盤整備を完成させるとともに、飛躍的拡大に向けた抜本的改革をさらに押し進めるべきである。また、こうした改革の推進とともに、コンテンツの違法な利用を防止し権利者の保護とユーザーの利便性のバランスを確保した秩序ある利活用を促し、わが国経済社会の健全な発展に資するよう配慮することが必要である。
- ・ 還流防止措置の一件に象徴されるように、業界権益の拡大を最優先に一般国民の負担を増大させる施策を推進することは一般国民の知的財産制度に対する不信を増大させるばかりで「知財立国」の実現を遠退させる。
- ・ アーティストが創作した作品を保護しつつ、アーティストが自由に作品を頒布できるような、アーティストが自由に創作活動ができるような、つまり作品を作ったアーティストの意思が最も尊重される、そういう知的財産基本法を作って頂きたい。
- ・ 「業界慣行」の洗い出しから検討まで、ぜひ公開された場で扱っていただきたい。
- ・ 知的財産の政策を考える際には、保護と利用のバランスに重点を置いて欲しい。いくら保護を強化しても、利用されなければ何の意味もない。保護一辺倒にならないようにすべき。
- ・ コンテンツ産業でのクリエイターの利益の回収方法にまつわる問題など「利権を第三者に付与できる権益」は、改革によって既得権益を失う人や組織が出る可能性があるが、これらを最後の改革まで完了させないと、結局何も変わっていないことになる。
- ・ 我が国は世界有数のコンテンツ大国であるにも拘わらず、我が国自身の認識が低い。
- ・ 産業再生の兆しが見え始めた状況であり、伝統文化と先進文化の調和のとれた現代ライフスタイルによって、荒んだ日本人の心を洗いなおす絶好の機会である。衣食住のすべての文化においてジャパンスタイルの推進、地域ブランドの推進が今後の課題であり、より具体的な国家的な施策と実行手段が望まれる。
- ・ 著作権法が著作隣接権者の権利強化に偏りすぎてきている。コンテンツビジネス繁

栄のためには、クリエイター、流通システム、そして鑑賞者のすべてにおけるバランスが最適化されなければならない。

- ・ これまでの著作権法改定においては、権利強化ばかり進められてきたというのが国民共通の理解としてある。その間 軽視された「ユーザーの視点を考えた政策」および「競争政策の重要性と表現の自由の重視」との方針を今こそ取り戻し、著作権制度の再評価を行なうべき。

B . 施行状況への具体的な意見

< コンテンツ流通の促進 >

- ・ 現在の日本のコンテンツ業界において、有力コンテンツホルダーの多くが「権利行使」と称して配信事業等の新しい流通を阻害している。元来、著作権や著作隣接権は制作・流通へのインセンティブを生じさせることを目的に付与されているのであって、この権利を口実に流通阻害することは制度の趣旨に反する行為である。
- ・ デジタルコンテンツの流通の拡大のため、強制許諾制度など第三者でもコンテンツ流通に関われる道を開くべき。
- ・ コンテンツホルダーのみが流通の決定権を握る構造に問題がある。アーティスト・監督らとレコード製作者・映画製作者との間で意向の衝突があった場合に、コンテンツ流通の意思を尊重できる方策を国が提供すべきと考える（強制許諾制度の検討をお願いしたい）。
- ・ インターネットでのコンテンツ配信を促進すべき。少なくとも、著作権法上で放送・有線放送に認められた優遇措置が、ネット配信でも同様に受けられるよう認めるべきである。例えば、インターネット放送については、放送・有線放送と同様に、正規に収録された音源を用いる分には許諾をとる必要がないこととする（報酬請求権化する）ことが望まれる。
- ・ ブロードバンドサービスを利用した電気通信役務利用放送の著作権法上の位置づけについては、「知的財産推進計画 2004」に引き続き「知的財産推進計画 2005」においても検討課題とされているが、未だ検討されていない。明確な時間軸を設定し、早急に結論を出して頂きたい。
- ・ 音楽のインターネット配信は、依然として海外に比べると出遅れている状態にある。利用者としては、他国と比較して配信価格が高い、積極的に配信に参加しないレコード会社がある、といった問題があるように思う。

< バランスのとれたプロテクションシステムの採用 >

- ・ コピーコントロールCDなどは、再生保証がされておらず、著作権保護の名のもとに

エンドユーザーの財産を侵している。こうした音楽業界の風潮に釘を刺すことも国には求められる。

- ・ DVD のリージョンコードや音楽配信の国別サービスのように、あるコンテンツの販売地域を国別に限定する市場分割は、日本国内のコンテンツ価格の高騰や国際的なコンテンツ流通阻害を招く要因であり、是正が必要である。
- ・ デジタル地上波放送におけるコピーワンスは廃止すべきである。これはデジタル地上波放送を普及させることを阻害する大きな要因の一つである。
- ・ コピー規制をしたからといって、この世からコピー商品がなくなるわけではない。輸入規制より、楽曲の正当的な保護に努めるほうがいいのではないか。
- ・ 安全なコンテンツを認証し、それだけを読覧できるようにするシステムを構築すること自体は賛成できる。しかし そのシステムの使用を義務化したり、システム認証外のコンテンツへのアクセスを禁止したりすることには断固反対である。当該システムの扱いについては慎重さが必要であり、使う・使わないの最終的な判断は個々の利用者自身に委ねるべきだ。

< アーカイブの積極的活用 >

- ・ 「コンテンツのアーカイブ化」は積極的に進めていただきたい。特にフィルムセンター所蔵の映画作品については(著作権が切れていたり、権利者の許諾が得られたものなら)インターネットでの配信も可能とするのが望ましい。
- ・ NHK 制作番組についても、番組のアーカイブをネット配信できるよう整備することが望ましい。イギリス BBC が既に開始していることであり、参考になるところが非常に多いと思われる。

< 業界構造の改善 >

- ・ エンドユーザーの利便性を無視し、コンテンツ業界の都合だけで企画・仕様を一方的に決定し押しつける例が多く、その結果、エンドユーザーの指示が得られず市場形成を達成できないケースが続出している。
- ・ 元の楽曲を作ったアーティストも、作品の二次利用という形で広まっていくリミックスを歓迎することが多いが、レコード会社や著作権管理団体など経済的な既得権を持っている人たちの思惑で、アーティストの意向が無視される。作品を作ったアーティストの意思が最も尊重される、そういう知的財産基本法を作って頂きたい。
- ・ エンドユーザーの支持がなければデジタルコンテンツ市場は拡大しない。いまCDが売れないのは、エンドユーザーの支持を得られるよう音楽業界が努力しないから。
- ・ レコード会社と作曲家・作詞家・歌手との間の著作権をめぐる契約内容につき、金額面や、契約有効期間につき、本当に創作活動を支える内容となっているか、調査と再検討が必要な段階である。

- ・ 日本のコンテンツ産業を国際化させるため、音楽CDレーベル会社と流通会社の強制分離、アーティストプロダクションの放送制作会社の独占体制の禁止などの制度を明確にすべき。
- ・ 現状では個人がインターネットで著作物を利用する規定がなく、著作隣接権の許諾は企業判断であるため、音楽CDの利用が出来ず、個人ネットラジオ局を停滞させる結果となっている。著作権法の個人のインターネットにおける利用規程を設けることが時代の流れ上急務の課題である。
- ・ 映画興行において、ロードショー館の入場料金(大人料金で 1800 円)がどこも同じだが、このように硬直化している料金設定についても是正する必要があるように思う。
- ・ 現状では、権利者団体の"言い値"をそのまま支払わされる形であり、課金システムの透明化が望まれる。

< クリエーターが創作に専念できる環境作り >

- ・ クリエーターが創作に専念できる環境が整わなければ、コンテンツ創造は続かない。日本のコンテンツ産業では劣悪な労働環境(賃金体系が他業種より圧倒的に悪いことなど)での活動を余儀なくされている。その結果、他業種への人材流出を招き、あるいは海外への人材依存が目立っている(アニメーション業界が特に顕著である)。実は、日本国内での実制作者の空洞化が進んでいるのが現状。
- ・ 現行のコンテンツ制作システム(および著作権制度)では、著作権等を握るコンテンツホルダーだけが莫大な利益を得るように設定されている。クリエイター自身には殆ど還元されない。コンテンツ流通が身勝手な権利行使で阻害され続け、運良く流通したのも高価であり続けるなどという現状は、次世代のクリエイターに対して罪を犯しているのに等しい。クリエイターらがプロモーション等の目的でコンテンツ無償提供(配信など)できるよう、著作権等の管理団体の規定を改善させることはできないだろうか。著作権者自身が無償提供を認めれば、それに応じて著作権料を免除するなどの方策が採られるようにすべきである。「規程に定められていない」とする管理団体の怠慢により、クリエイターの意思に反してコンテンツ流通が阻害されることは許されない。至急、各管理団体の規程を調査し、こうした措置がとれない規程については改善するよう促すべき。

< 著作権制度 >

還流防止制度等

- ・ 還流防止制度をやめて欲しい。または、再販制度と両方やるのはやめて欲しい。
- ・ レコード会社が再販制度を前提にしたビジネスモデルに固執し続けていることが欧米で爆発的な人気を得ている低価格かつ利便性の高い音楽配信サービスの普及が

日本において一向に進まない理由の一つになっている。技術革新により可能になった音楽配信サービスを阻害することの方にこそ問題が有るのは自明であり、少なくとも商業用レコードに関しては「世界唯一」の再販制度を維持する理由は完全に失われた。

- ・ 輸入CD販売規制に反対する。国内CDの売上げ減少は、そもそも国内レコード会社の経営努力不足が主たる原因であり、消費者は、わざわざ国内レコード会社が販売する3000円もするCDは購入に値するものではないということを行動で訴えている。知的財産保護という名目のもとに行われる、一部権益団体のための安直な保護政策に思えてならない。
- ・ 「知的財産推進計画2005」に記載されている模倣品・海賊版に対する水際での取締り強化のための「侵害判断・差止めを専門的かつ簡便・迅速に行う制度の確立」について、2004年散々騒がれた還流盤等の輸入権・輸入差止申立に係る対象レコードに付いて言えば全く遂行されていない。
- ・ 商業用レコードの還流防止措置の目的は邦楽CDのアジア展開を促進することにあったのだが、2005年上半期ではむしろ前年比減となっており、これでは還流防止措置を創設した意味があったようには思われない。
- ・ 日本アーティストのCDが外国で安く売られていて逆輸入されると日本盤の売上げが落ちるからそれを禁止しようという趣旨の「輸入権」が洋楽にも適用されると、日本盤が出ている洋楽CDの輸入盤が違法になる。1500円の輸入盤を買っていた人の多くは、2800円の邦盤を買うのをあきらめる。邦盤CDの高さは、著作権者の取り分のせいではなく、経営努力や生産コスト削減努力の欠如は著作権で保護されるべきではない。
- ・ 輸入CDを規制するなら、先に日本の著作権等々に関する国際的な保護、法律を強化し、楽曲の正当的な保護に努めるべき。

私的録音録画補償金制度

- ・ 「私的録音録画補償金」については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の検討内容や、その過程で行われた国民への意見募集の結果を尊重していただきたい。
- ・ 制度の廃止、もしくは、根本的な見直しを行うべき。

著作権の保護期間の延長

- ・ コンテンツ産業による文化的所産の寡占化・死蔵を招く著作権保護期間の延長に断固反対する。著作権保護期間を満了し、公有となった著作物に誰でもアクセスすることが可能となれば、現代の感性で新しい作品が生まれ出されるかも知れないのに著作権がごく少数の長期間にわたり高い商業的価値を有する著作物の為だけに延長さ

れ続ける限り、その機会は巡って来なくなってしまう。

- ・ 著作権保護期間の延長は、一部の権利者保護に利する一方で、多くの優れた文化的資産を人目に触れない状態に放置することになるという現実を是非考えていただきたい。
- ・ 著作権保護期間の延長に反対である。現行の「死後 50 年」より延長したところで、コンテンツ制作へのインセンティブを生じさせることなど全く期待できない。
- ・ 単に既存の著作権制度を延長するだけでは、既得権者の保護強化にはなれども、知財の価値を最大限に発揮されるために必要な環境の整備に至らない。
- ・ これ以上保護期間を延長することは、創作・文化活動の点でむしろ弊害が大きい。保護期間が 50 年では短いので創作したくない、などという状況は考えにくく、これ以上保護期間を長くしても創作活動の動機付けを強化することにはならない。また、将来の創作活動にとって重要な障害になるほか、保護期間が長すぎると期間中に著作権者が不明になったり、著作物そのものが失われたりする場合がある。
- ・ コンピューターとネットワークの普及により、著作物の利用に関して、新しい可能性が開けている。保護をある時点で打ち切ることで、文化的な所産の利用を促進しようとする著作権制度の考え方は、電子的な複製技術の普及によって、これまで以上に大きな効果を発揮し始めている。保護期間を現状のまま維持すれば、創作活動をこれまで通り支援しながら、作品の利用をよりいっそう促進することが可能であることから、保護期間の延長は行わず現状を維持することを求める。
- ・ パブリックドメインの確立のため、著作者の意思表示があれば、著作者人格権も消滅する、と明示的に法に規定をおくべき。

映画の著作物について

- ・ 中古ゲーム訴訟では、映画の著作物に付与された「頒布権」がゲームにも認められるかが争点となっていたが、「映画の著作物」と考えられる著作物の範囲は広がっており、現行著作権法の成立当時に想定されたものとは異なる運用を強いられている。そこで、この「頒布権」を劇場用映画の上映用フィルム(あるいはデータ)に限定することを法に明記すべき。
- ・ 「映画著作物」の定義を拡大解釈するのではなく言語・美術・音楽など他の著作物と同等の「動画著作物」の定義を新設すべき。

私的複製

- ・ 正当な対価を支払って入手したコンテンツの私的複製については、ユーザーに私的複製の"権利"を明確に規定するか、当該コンテンツには「私的複製の範囲内なら無償・自由」との許諾があったとみなすべきである。
- ・ 私的使用目的の複製については、エンドユーザーの公正使用の権利として著作権

法に明記する必要がある。

- ・ 著作権法においても、従来の伝統的な複製禁止を原則的な構成とする考え方から、ネットワーク時代に対応した利用許諾を前提としたシステムのあり方も視野に入れた検討を、是非ともお願いしたい。

間接侵害

- ・ 著作権法に間接侵害規定を設けることには反対である。利用者による著作権侵害が可能であるというだけで、利用ソフトウェアの開発者・サービス事業者のような中立的立場の者たちに責任を負わせるのは過重である。
- ・ 著作権法に間接侵害の概念を取り入れるのは、日本のコンテンツ産業に対して毒をのませることになる。なぜなら、本人にとってはオリジナルのつもりでも、他の人が見たら「あれは誰その模倣だ」と言われる事がよくある。

< 著作権処理について >

- ・ 複数の著作権管理団体の管理権利情報を一括して検索できるシステムを構築すべきである。さらには、一括検索から一つの窓口を通して許諾を申込み、管理団体との交渉に入れるようなシステムも検討すべきである。
- ・ 最近の音楽製作業界や JASRAC の言動を見ていると、既存作品の模倣に基づいた芸術の創造を原作の盗用と同列に扱うような発言が目立ち、新たな音楽の創造を促すどころか、作曲者や演奏者を萎縮させる結果になってしまっている。営利を目的としない場合には、煩雑な手続きなしに自由に創作活動を行えるようにすることが必要。
- ・ 著作権料支払いに関する包括的契約は、インターネットを利用して安価かつ正確に情報がやりとりできる現在となっては時代遅れ。利用された音楽創作物の著作権料がきちんとその作品の作者に還元されるように改善する必要がある。
- ・ 音楽著作権使用料の放送等での使用料の回収問題について、放送事業者側が音楽の放送使用をブランケットにより「JASRAC にしか」決済していないことの問題であり、総務省経由で放送事業者に対して著作権使用料決済を複数当事者に決済することを法的に義務づける必要がある。
- ・ 書籍・雑誌の貸与に関する権利集中処理機関は未だにできていない。出版社や著作権者団体等に対して、期限を明示して上記権利集中処理機関による包括的な利用許諾サービスを開始するように要請するとともに、期限内に、まともな利用許諾サービスが開始されない場合には、貸与については、著作権(禁止権)ではなく、報酬請求権に留めるような法改正を国会に勧告して頂きたい。
- ・ 書籍・雑誌の貸与権を管理すべき事業者が全く機能していない。
- ・ 著作権者不明の場合の裁定手続に相当の時間がかかるのは運用の問題。この運

用を改善して、「権利が誰に帰属しているかはわからないが優れた作品」が適切に利活用されるようにして頂きたい。

< 技術規格の標準化 >

- ・ 規格の標準化について、国が「一本化」を図るべきではなく、複数の規格を並存させながら それらの間に適正な競争を生じさせることを考えねばならない。デジタルコンテンツを流通させる際に使われる DRM 規格は、特定のOSや機器に依存するような仕様を採らせないよう国が監視すべき。
- ・ デジタルコンテンツを流通させる際には、著作権等を保護するためDRMと呼ばれる技術が使用されるが、現状として、この規格が乱立している上に互換性がないため、ユーザーの困り込みにつながっている。

< 「青少年保護」目的等と称する表現規制 >

- ・ 「青少年保護」目的と称する包括的表現規制に反対する。表現の自由に公権力が介入するようなことの無いようお願いしたい。
- ・ コンテンツが有害か無害かということは個人の主観で著しく変化するほか、現時点においては、「有害なコンテンツ」が存在するかどうかすら分かっていない以上、慎重に科学的調査を行うべき。
- ・ 「コンテンツの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設」について、「安全」かどうかという客観的な判断が困難。政府が介入すべきではない。
- ・ 推進計画における「コンテンツを安心して利用するためのシステムの開発・普及を行う」中の一部、「青少年の健全育成への自主的な取組を奨励・支援する」の2項目は、インターネットやコンテンツに対し検閲制度を設けることを指向しており削除すべきである。
- ・ 推進計画における「健全なコンテンツマークの創設」に関しては、憲法上禁止されている検閲の禁止に抵触するとともに、ネット上の活発な発展を阻害する可能性も高く疑問。有害コンテンツからの青少年の保護も、単なる偏見と世代間格差等による一方的な意見に流されることなく、科学的根拠に基づく客観的かつ冷静な施策を強く望む。
- ・ 有害とされるメディアが与える影響について、科学的なデータがまだまだ足りない。もし、政府主導で大規模な調査がおこなわれることがあれば、その成果を一般にも広く公開すべき。
- ・ 統計資料でも明らかな通り少年の凶悪犯罪、性犯罪は戦後急減を続け、ロリコン漫画文化の隆盛と合わせる様に底を打っている。性表現の規制を行うなら現実世界の性犯罪の増加に対応しなければならないというリスクも考えなければならない。

- ・ 日本がゲーム・アニメ等コンテンツの発信側たりえているのは業界の規制に任せ、法的規制が緩やかであるが故の、使用可能な表現の広範さに起因するとも考えられる。「有害であると言う指摘」の証明が為されていない以上、これ以上の規制が必要とは考えられない。性表現のある18禁メディアのアダルト漫画雑誌・アダルトアニメ・アダルトゲームを、根拠の無い考えで検閲し、法規制することは断じて許すことが出来ない。自由な表現・自由な言論・自由な思想を奪うような、改悪法案には断固反対する。

<その他>

- ・ ゲームソフト等の中古品流通の在り方について、一部ゲーム業界に、最高裁による司法判断を拒絶し続けて「権利の消尽は絶対悪である」と言う態度があるが、業界側の主張は法廷闘争においてことごとく論破されたものと何一つ変わっておらず、当該項目を絶対に推進計画に復活させるべきでない。
- ・ コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)への支援について、日本のコンテンツホルダーが一堂に会し共同で、アジア地域における具体的な海賊版対策を講じることは極めて有意義。日本政府からの長期にわたる支援・継続を強く希望する。
- ・ 文化庁 vs 特許庁の官僚縦割り問題があり、知的財産として一元管理の必要性がある。
- ・ ファイル交換ソフト「Winny」開発者の逮捕等は新規の技術開発を不必要に萎縮させるものと評せざるを得ない。技術開発者、或いは提供者が捜査当局の一存だけで刑事責任を問われるリスクを負うことの無いよう、著作権法に中立行為保護規定を創設すべき。
- ・ 障害者基本計画第7章「情報・コミュニケーション」に対応させると共に一層の拡充を図るべく、推進計画改定に際し、「障害者の情報アクセス機会確保・拡大」を追加すべき。

(参考)

知的財産基本法の施行状況に対する意見募集

知的財産基本法では附則第2条において、法律の施行後3年以内に法律の施行状況の検討を行うこととされており、2005年12月9日に開催された知的財産戦略本部会合では、その検討の基本方針が別紙のとおり決定されました。

そこで、法律の施行状況の検討に当たって、国民の皆様から幅広くご意見を募集しますので、下記の要領にてご提出いただきますようお願い申し上げます。皆様から寄せられたご意見は、専門調査会等における検討の参考にさせていただきます。

記

1. 募集期間

2005年12月16日(金)～2006年1月6日(金)午後5時まで

2. 意見募集対象

知的財産基本法の施行状況に関して、

- (1) 知的財産に係る各種の施策が、知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。
- (2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。
- (3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

(参考資料)

(1) 知的財産基本法

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/hourei/kihon.html>)

(2) これまでに策定された知的財産推進計画

・ 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(2003年7月)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.html>)

・ 知的財産推進計画2004(2004年5月)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/040527f.html>)

・ 知的財産推進計画2005(2005年6月)

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/050610.html>)

知的財産基本法に基づく施行状況の検討の基本方針について

2005年12月9日

知的財産戦略本部

知的財産基本法（平成14年法律第122号）附則第2条において、「政府は、この法律の施行後三年以内に（注：2006年2月28日までに）この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされており、同検討については、下記の基本方針により実施することとする。

記

1. 検討の進め方

知的財産基本法施行後3年間の活動について、専門調査会において調査・審議を行う。

知的財産戦略本部は、2006年2月開催予定の第13回会合において、専門調査会より調査・審議の結果の報告を受け、今後の方針を決定する。

2. 分担

1.の検討に当たり、知的財産戦略本部に設置されている2つの専門調査会の分担は以下のとおり。

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 全体総括及び知的創造サイクル分野 | 知的創造サイクル専門調査会 |
| (2) コンテンツ分野 | コンテンツ専門調査会 |

3. 検討の視点

- (1) 知的財産基本法の趣旨及び規定どおり、実施されてきたか。特に、知的財産推進計画に基づく施策は、計画どおり実施されてきたか。
- (2) 実施した施策は、知的財産立国に資するものとなっているか。
- (3) 施策の実施状況を踏まえ、今後どのような課題があるか、また、今後どのような措置を講じるべきか。

以上